

早稲田大学大学院法務研究科

2013年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

卷頭言

早稲田大学大学院法務研究科では、2004年4月の法科大学院開校以来、実務家教員と研究者教員が共同し、そして、臨床法学教育研究所、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックと手を携え、新たな法曹養成の象徴ともいえる臨床法学教育を進めて参りました。

本報告書の内容となっているクリニック教育は、実務と理論を架橋する臨床法学教育の最も理想的なものであり、当研究科は、開校以来、民事、刑事にとどまらず、実に多彩なクリニック科目を提供し、多数の受講生を輩出して参りました。今や、こうした修了生達が様々なフィールドの第一線で活躍する時代となり、クリニック教育の成果は、まさに、彼らの活躍ぶりに象徴的に現れています。

他方で、法科大学院創設から約10年を経て、新しい法曹養成制度は、司法試験合格率の低下や法曹志望者の減少など様々な課題を抱え、文字通り「岐路」に立たされております。多くの課題を前に、臨床法学教育を中心とする当初理想とされた教育を、縮小あるいは断念する法科大学院も少なくありません。

しかしながら、そのような時期であるからこそ、当研究科としては、法科大学院制度本来の理念と役割をしっかりと再認識し、わが国の臨床法学教育をリードし続ける責務がある、と考えます。

当報告書は、このような問題意識のもと、当研究科及びわが国のリーガル・クリニック教育の最先端の情報を共有し、鋭意その内容を検証、改革していくことを目的として、関係者の協力を得て発行を続けてまいりました。

とは言え、クリニック教育が生の事案を扱うがゆえに、当報告書もデリケートな内容を含みうるものであり、そのあり方について、従前から議論のあったところでございました。こうした議論を経て、本報告書は、従来の報告書に比べ簡潔な内容となっていること、受講生によるクリニック科目履修についての意見は代表的なものを選定したことを、ここにご報告申し上げます。

今後も、当報告書のあり方については、関係者間で引き続き議論を続け、より良いものを作り上げて参りたいと考えておりますので、併せて、何卒ご理解を頂きたくお願い申し上げます。

末筆ではありますが、発行にあたりご協力いただいた皆様に、改めまして心より感謝を申し上げます。

2013年度クリニック科目担当教員一同

目 次

1. 2013年度クリニック担当教員と受講者数一覧	4
2. 民事・行政クリニック	
1) シラバス	5
2) 民事クリニックA班	
ア) 教員・学生報告書（春学期）	7
イ) 教員・学生報告書（秋学期）	8
3) 民事クリニックB班	
ア) 教員・学生報告書（春学期）	9
イ) 教員・学生報告書（秋学期）	10
4) 民事クリニックC班	
ア) 教員・学生報告書（春学期）	11
イ) 教員・学生報告書（秋学期）	13
5) 行政クリニック	
ア) 教員・学生報告書（春学期）	14
イ) 教員・学生報告書（秋学期）	15
3. 家事・ジェンダークリニック	
1) シラバス	18
2) 教員・学生報告書（春学期）	19
3) 教員・学生報告書（秋学期）	22
4. 刑事クリニック	
1) シラバス	25
2) A班（教員・学生報告書）	26
3) B班（教員・学生報告書）	28
4) C班（教員・学生報告書）	29
5) D班（教員・学生報告書）	31
6) E班（教員・学生報告書）	33
5. 労働クリニック	
1) シラバス	36
2) 教員・学生報告書（春学期）	37
3) 教員・学生報告書（秋学期）	39

6. 障害法クリニック

1) シラバス	-----	41
2) 教員・学生報告書（春学期）	-----	42



2013年度クリニック(臨床法医学教育)担当教員と受講者数一覧

クリニック名	春			秋				
	教員名	受講生数		教員名	受講生数			
		男性	女性		男性	女性		
民事クリニックA班	白石 大	2	1	白石 大	1	3		
	外山 太士			外山 太士				
民事クリニックB班	浦川 道太郎	3	0	浦川 道太郎	2	2		
	濱野 泰嘉			濱野 泰嘉				
民事クリニックC班	近江 幸治	1	1	近江 幸治	3	1		
	小海 範亮			坂 勇一郎				
	坂 勇一郎			森川 清				
行政クリニック	首藤 重幸	3	1	首藤 重幸	5	3		
	日置 雅晴			日置 雅晴				
家事・ジェンダークリニック	浅倉 むつ子	5	6	浅倉 むつ子	6	6		
	岩志 和一郎			岩志 和一郎				
	岡田 裕子			大塚 正之				
	榎原 富士子			岡田 裕子				
	棚村 政行			榎原 富士子				
	緑川 由香			棚村 政行				
	山田 曜子			山田 曜子				
刑事クリニック	河津 博史	12	8	河津 博史	12	8		
	神田 安積			神田 安積				
	笛井 武人			笛井 武人				
	野村 稔			野村 稔				
	宮村 啓太			宮村 啓太				
労働クリニック	鴨田 哲朗	4	0	石田 真	3	1		
	島田 陽一			鴨田 哲朗				
障害法クリニック	池原 肇和	1	0					
	大石 剛一郎							
	菊地 馨実							
	黒崎 隆							

臨床法学教育（民事）I・II A-C

臨床法学教育（行政）I・II

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【授業概要】

◎II（春学期—3年）

民事A：白石大・外山太士

民事B：浦川道太郎・濱野泰嘉

民事C：近江幸治・小海範亮・坂勇一郎

行政：首藤重幸、日置雅晴

◎I（秋学期—2年）

民事A：白石大・外山太士

民事B：浦川道太郎・濱野泰嘉

民事C：近江幸治・坂勇一郎・森川清

行政：首藤重幸、日置雅晴

（中間、最終カンファレンスは民事班と共同で行います）

民事
A
班

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目的到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、毎月1回、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的な事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

配当単位数（2単位）に見合った作業時間（学期を通じて90時間）を上回ることのないよう、学生の負担についても配慮しており、これを大幅に上回る例は近年生じていません。

<白石・外山クラス>

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる事件をいくつか扱います。前年度は、少額の訴訟案件を中心に取り扱い、依頼者からの事情聴取、訴訟物の構成、準備書面等の起案から、証人尋問準備、判決に対し控訴するかどうかの検討まで、学生に実際に行ってもらいました。

また、事案に取り組む中で、弁護士とは何か、弁護士の限界とは何か、現在の法制度はこれでいいのか、など、大きなテーマについても考えを深めて頂きたいと思っています。

＜近江・小海・坂・森川クラス＞

一般民事事件と消費者・生活者に関する事件を扱います。

学生のみなさんによる相談・事案の分析・法的対処の検討などの取り組みを通じて、消費者問題については、社会問題としての事件のあり方、弁護士としての構えや多面的な解決方法のあり方について考えたいと思います。また、春学期は、東京の離島の法律相談活動にも取り組む予定です。秋学期は、生活者に関する事件として、路上生活者等への法律相談等、貧困問題に取り組みます。

＜浦川・濱野クラス＞

浦川・濱野クラスは、一般民事事件と外国人に関する事件を扱います。

一般民事事件は、無料法律相談を中心に行います。昨年度は、自転車同士の交通事故の示談交渉など身近で興味深い相談を担当しました。紛争解決のためには、法律知識はもちろんのこと、相談者の悩みや考えを引き出し、受けとめる技術・能力が必要です。無料法律相談でその実践に取り組みます。

また、外国人に関する事件は、離婚・認知などの涉外家事事件や、入国管理に関する行政手続・訴訟などにつき、法律相談を受け、書面を起案してもらいます。場合によっては、裁判所や行政庁に同行してもらいます。

具体的な事件処理に関わることで、弁護士のみならず法曹三者の社会的役割について、考えてもらおうと思います。

＜首藤・日置クラス＞

首藤・日置クラスは主に行政法に絡む紛争・都市の環境を巡る紛争事例（マンション紛争、近隣騒音紛争など）を中心に取り上げます。都市環境を巡る紛争では、民事的な考察にとどまらず、行政法的な考察、さらには政治的な対応、まちづくりや市民運動とのかかわりなど多面的な思考と取り組みが求められます。それ以外にも積極的に行政訴訟に関連する事案・行政訴訟や行政不服審査手続きなどの活用も検討します。事件について、当事者の求めるものを受け止め、他方で現在の法制度の限界を考えながら柔軟な紛争解決のための対処を考えてみたいと思います。内容的に相談にとどまらず、2、3程度の案件に絞って現場の検分や意見書作成・訴状、準備書面の作成などかなり突っ込んだ検討を行うことを予定しています。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回-第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイドanceを参照のこと。途中民事班と合同で中間カンファレンスを行います。

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事班と合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【受講要件等】

「法曹倫理」の単位を取得していることを受講要件とします。また、「民事弁護実務」または「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」のいずれかを履修している、あるいは並行して履修することが望されます。

【受講者への要望】

意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

受任事件としては、法テラス東京法律事務所より紹介を受け、前年度より取り組んでいる貸金請求事件と著作権使用料請求事件の2件の訴訟事件につき、今学期も継続して取り扱った。前者は、原告が被告に引き渡した金員の性質が、貸金であるか出資金であるかが争点となっている案件であるところ、これまでの主張書面を素材として、主張を要件事実的に整理するとともに、特に会社法に関する論点につき、判例を踏まえた検討を行った。ただ、想定していたより訴訟事件の進行が遅く、依頼者からの事情聴取や陳述書の作成などは行うことことができなかった。後者は、依頼者である出版社が、書籍の印刷データを預託した印刷会社により無断印刷がなされたと主張している事案であり、相手方による無断印刷の事実の立証方法がポイントとなるところ、立証の見通しを踏まえた依頼者との協議を行ったり、出版業界の慣行などを調査したり、立証の手段として調査嘱託申立書を起案するなど、要証事実を正確に設定したうえで、必要な立証方法を考えることを学ぶ機会となった。この他、多額の連帯保証債務を負担し債務整理が必要となった案件につき法律相談を行った。

2 受講生より

著作権使用料請求事件のクライアントの方からの聞き取り調査での、失敗及び改善策について紹介します。そもそも、聞き取り調査では、①方向性の確認、②現状の確認、③被告からの想定される反論についての確認、を行おうと考えていました。しかし、方向性の確認の

段階で私たちの想定とずれてしまったため、反省点の多い聞き取りとなっていました。以下では、原因と改善策について考え方を述べます。第一に、聞き取りを行うにあたり、事前に検討した際に、一つのシナリオしか準備しておかなかったことがあげられます。そのため、想定したシナリオから外れると、途中で話に詰まってしまいました。聞き取りを行う際には、クライアントの方の希望について、複数のパターンを用意しておいてから望むべきであったと考えます。第二に、弁護士役である私たちがうまく話の流れを作つて聞き取りを行なっていくべきであるにもかかわらず、そのようにできなかつたため、まとまりのない聞き取りになつていつたことがあげられます。事前に質問事項を複数のパターンでの話の流れを想定した上で十分に検討し、話が飛びそうになつても十分に検討した資料に基づく根拠を示しながら、話を進めることができれば、クライアントの方に納得していただきながら、まとまりのある聞き取り調査が出来たであろうと考えます。

生の事件を題材として、実際の法律相談や起案の、難しさや面白さを経験させていただきました。非常に貴重な経験をすることができ、民事クリニックを履修して非常によかったです。末筆になりましたが、外山先生、白石先生には、多くのご指導、ご配慮をいただき本当にありがとうございました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受任事件としては、春学期からの継続案件である貸金請求事件について、これまでの主張を総合的に検討したうえで、依頼者である原告本人尋問の前提となる陳述書の作成を行つた。その他に、4件の法律相談と、過去に当班で取り扱つた案件（写真スタジオの利用料等をめぐる訴訟事件）の検討を行つた。法律相談は、①特定非営利活動法人の設立を検討している方からその具体的手続を問うもの、②特定非営利活動法人の設立認証取消処分に関するもの、③相隣関係で目隠し設置請求の可否に関するもの、及び④フォークリフトの操作ミスによる労災事故に関するものであった。いずれも実体法的な論点としてはそれほど難しいものではなかつたが、手続法など周辺領域についても突っ込んだ調査検討を行つた。例えば、①では、東京都における運用を調査し、②では、取消処分時の理事に課せられる不利益（NPO 法 20 条 6 号）を行政事件訴訟法上で争う方法について検討し、④については労災保険手続の詳細について調査した。現実の依頼者のニーズに応じ、幅広く調査して情報を提供することは、通常の弁護士による法律相談では困難な点であり、クリニックの意義を生かすことができたものと思っている。

2 受講生より

今学期のクリニックの授業では、法律相談等を行う約 1 週間に前に案件の概要を聞き、当日までの 1 週間で準備を行つた。準備として、先生方のご指導を受けつつ受講生の間で法律相談の際に依頼者に何を聴き、何を答えるべきかを検討した。例えば、目隠し設置請求の可否

(上記③)の事案では、目隠し設置請求の法的構成の検討や判例の調査を行い、受講生で判例において重視されている考慮要素は何か等を話し合ったうえで、質問事項や回答などを用意して法律相談に臨んだ。法律相談の内容は、NPO 法や民法 235 条 1 項等日常の学習で触れない法律や条文に関するものが多く、その運用を知るために東京都や銀行等にも問い合わせを行った。そのため、準備には多くの時間を要したが、その準備を通して依頼者に提供できる確実な知識を得ることへの責任の重さを体感することができた。また、その責任を果たすことが、依頼者の役に立つことにつながっていることも実感することができ、法律という実学を学び、社会で活かすことのできるやりがいを感じた。

また、法律相談では依頼者にわかりやすく伝えることの重要性を学んだ。法律相談の回答をする際、私は意識せずにたびたび法律用語を使っていた。依頼者が法律についての基礎知識がない場合、法律用語を用いて説明すれば、せっかく相談に来て頂いたのに、わからないままになってしまうことになる。準備や回答をする際に、相手の顔を見ながら、知識量に合わせて、わかりやすく適切に伝えることを意識すべきだったと思う。

このようにクリニックを通し、授業や教科書を通してなかなか知りえない、生の事件を扱うことの難しさややりがいを感じることができた。クリニックでの経験は日常の学習での自ら調べ、学ぶという意識や法曹を志す意欲を高めるものだと思う。

民事クリニック B 班

報告書（春学期）

1 担当教員より

民事 B 班は、2013 年春学期、学生 3 名が受講し、無料法律相談 3 件を実施するとともに、自転車同士の交通事故による被害者からの損害賠償請求と保険会社からの求償金請求という具体的な訴訟案件を扱った。

無料法律相談は、賃貸借契約と騒音問題、入学金と消費者契約に関する問題、隣地の境界問題を内容とするものであった。学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握し、事実関係や法律的な問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

また、実際の訴訟案件を扱い、書面の起案を行うことで、民法だけでなく民事訴訟法などの手続法にも触れることができた。全員参加とはならなかったが、授業時間外に、実際に担当した訴訟の口頭弁論手続を傍聴することもでき、相談・起案・期日という実務の流れを体験することができたのは、貴重なことだったと思う。

無料法律相談も訴訟案件も具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者・依頼者の抱えている問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

2 受講生より

今期の民事クリニックで、B班の私たちは3件の法律相談と1件の訴訟案件に関わらせて頂いた。特に訴訟案件では、依頼者との打合せに参加し、事件の現場に赴き、先生方から助言を頂きながら協力して起案を行うなど、一つの案件に長期間携わるという貴重な経験が出来、大変恵まれていたと思う。

特に、今回のクリニックで行うことのできた、実際に依頼者の顔を思い浮かべながらの作業は、机上の議論とは全く違うリアルな体験だった。クリニック初回の集まりで依頼者の方と面談をし、最初に私が抱いたのは、顔が見えるだけでこんなに違うのか、という想いである。あくまで自分のための学習、という感覚だった授業と異なり、特定の「誰か」を思い浮かべてその人のために知恵を振り絞ることが、こんなに自分の意識を変えるものだとは思っていなかった。自分が知識を得ること自体を目的とするのではなく、「誰か」の役に立つため、「誰か」を助けるために。クリニックでの体験は、自分が法曹という仕事を目指した原点を思い出させ、その想いをより強固なものしてくれた。

今回は実現しなかったが、東日本大震災の被災支援に深く関わっていらした先生方から、避難されている被災者の方々のための法律相談をしてはどうか、という話が出たこともあった。これからクリニックを履修される後輩たちには、是非そういった外部での活動にも積極的に関わっていってほしいと思う。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

民事B班は、2013年秋学期、学生4名が受講し、無料法律相談2件を実施するとともに、自転車同士の交通事故での主に保険会社からの求償金請求と、フィリピン人の非嫡出子から日本人男性への死後認知請求という具体的な訴訟案件を扱った。

無料法律相談は、旅行会社の航空券手配ミスに関する事案、夫の不貞行為に関連する事案であった。相談件数が少なかったのが残念だったが、学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握し、事実関係や法律的な問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

また、実際の訴訟案件を扱うことで、民法だけでなく民事訴訟法などの手続法にも触れることができた。死後認知請求では訴状を起案し、求償金請求では和解までのプロセスを見聞きするというように、訴訟の最初と最後を経験できたことは貴重なことだったと思う。

無料法律相談も訴訟案件も具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者・依頼者の抱えている問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

2 受講生より

今回、私は民事クリニックB班として自転車交通事故事例・死後認知事例・航空券事例・不倫脅迫事例の4つの事案に携わることができた。紙面の都合上各事件について詳述することはできないが、今回のクリニック受講を通じて私が学んだことを以下述べていきたい。

私が最も本クリニックを受講して良かったと感じている点は、実際の事件にかかわることができたという点である。実際に問題を抱えている相談者に対しては、法的な解決手段をとり得るか否かという点だけでなく、各手段についてどのようなメリット・デメリットがあるかという点を伝える必要がある。また、法的解決手段をとるよりも、別の方法（相手方との交渉等）を探った方が相談者の問題解決にとって有意であることもある。これらの点は、普段の座学だけではあまり考えない点であり、これらの点を意識するきっかけを本クリニックは与えてくれた。

また、本クリニックでは外国人が関係した事件を多く取り扱った。そこでは、外国法における認知の取扱いであるとか、外国にいる外国人に対して訴えを提起することはできるのか、またどのように提起すればよいのか、執行力はあるのかなど、一般民事とのかかわりの大きな部分が問題となっており、国際私法の理解が一般民事においても重要であることを学んだ。

以上のはか、まだまだ、多くの学びがあった。3ヶ月間という短い期間であったが、非常に有意義な経験をできたと思っている。このような実務に触れる機会を他のロースクール生にもぜひ経験してもらいたい。

民事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

①法律相談

C班では、より多くの法律相談を経験することを方針とし、最終的にはクリニック事務所で6件の新件相談を受けた（なお、案件の受任に至らず内容証明や準備書面等作成等は行わなかった）。いずれも相談者よりクリニックに申込のあった案件であり、授業の題材を供給していただけることは大変にありがたい。

相談内容は、損害賠償（交通事故、ツアーアイテムなど）や賃貸借（借地、借家など）であり、法的論点や事実関係の争いが争点となる案件が多く、学生らは事前の調査検討をよく行っていた。

実際の相談においては、聴取した結果、予想していなかった事情の存在を知って法的構成を検討し直したり、法的請求を求めるることは別に相談者の思惑があることを知ったりするなど、必ずしも事前の予習通りに事は進まなかつたが、それこそが現実の法律相談であり、数多くの事案に接したことはよい経験になったと思う。

②八丈島出張法律相談会への参加

5月19日（日）、飛行機利用の日帰りにて、学生2名は八丈島を訪問し、出張法律相談会に参加した。この相談会は、小海が関与する特定非営利活動法人司法過疎サポートネットワークが、地元自治体の協力（広報と場所の提供）を得て行っている活動であり、地元の一般島民を対象とした無料法律相談であること、相談員は弁護士の他に、司法書士、税理士と隣接士業を含むことに特徴がある。

クリニック事務所における法律相談と異なり、予約不要のいわゆる飛び込み相談であるため事前準備ができず、また題材を選定できないため学生には対応が容易ではない案件（専門知識を要するもの、事案が極めて複雑なものなど）もあるため、法的アドバイスまでを学生に担当させることは難しい場合が多い。そこで、学生は、可能な限り、事案の聴き取りに参加し、生の法的紛争に接した。また、同行していた他の実務家（弁護士1名、司法書士2名、税理士1名）の相談にも立会い、特に他士業の業務内容を知る機会となった。

今回は8件の相談者が訪れ、それに加えて当職の依頼者の打合せを2件行った。それらのうち、各学生は5件程度の相談に立ち会ったようである。多種多様な案件に触れることができたこと自体が貴重であったと思うが、さらに次のような経験をした。まず第一に、島嶼部という閉鎖的な地域での狭い人間関係の中の争いの複雑さと、司法過疎地域である事による法律家の関与の難しさを感じたであろうことである。第二に、紛争の両当事者が相談会場を訪れ、当職ともう一人の弁護士が別々に対応する場に立ち会ったことは、司法過疎地ならではの出来事であった。第三に、当職の依頼者の案件について、事前にクリニックにて予習を行い、法的主張を組み立てるために必要となる事情を聴き取る練習を行った。

島しょ部相談会への学生の同行は、費用と天候が懸念事項ではあるが、継続する価値はあると考える。

2 受講生より

私たち民事クリニックC班は、毎週異なった法律相談を行い、さらに小海先生のご指導の下に八丈島の法律相談会にも立ち会わせていただきました。

これまで私たちは、大学学部やロースクールでの学修において多くの条文、判例、学説等の法的知識を蓄えてきましたが、このたびのリーガル・クリニックでの経験を通じて、そのような法的知識を「蓄えている」とことと実際の依頼者を目の前にして法的知識を「使える」とこととの間の「ギャップ」の大きさを痛感しました。現実の依頼者の抱える法的問題を解決に導くためには、まずは依頼者の生の声に耳を傾け、その生の声から事実関係を整理し、そこから法的問題点を抽出するという作業を経ることが必要で、この過程を経てはじめて自らの法的知識を活用するというステップに進むことができるものであるということを再認識しました。

今回のリーガル・クリニックの活動において、実際の依頼者の生の声を聞き、事実関係の整理や法的問題点の抽出する過程における担当弁護士の先生方との議論を重ねることで、私

たちは上記のような「ギャップ」を少しでも埋めることができたと思っております。特に民事クリニックC班は、他班と異なり、数多くの相談案件をこなすことができる活動内容となっていたことから、案件ごとに異なる事実関係、法的問題点をその都度分析するという過程を経ることができたため、より法的知識を「使う」ことの難しさを経験し、同時にその素養を身につけることができました。

今後、法曹を目指す私たちにとって、民事クリニックC班での経験は、学生から法律実務家への第一歩となる有意義なものとなりました。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

①法律相談

C班では、より多くの法律相談を経験することを方針とし、最終的にはクリニック事務所で4件の新件相談と1件の継続相談を受けた（なお、内容証明や準備書面等作成等は行わなかつた）。いずれも相談者よりクリニックに申込のあった案件であり、5件中3件が早稲田大学の卒業生であった。

相談内容は、①借地契約に関する相談、②墓地に関する相談、③助成制度を前提としたバリアフリー工事に関する相談、④同族会社の雇用関係とマンションの利用契約に関する相談、及び、⑤スキーアイシングに関する相談（継続相談）であった。なお、④は教員の受任事件について、事態が進行する中で相談を受けたものである。また、⑤は春学期の相談案件について、その後の状況を踏まえて改めての相談となったものであった。

事実関係、法律関係の整理が比較的難しい案件も少なくなかったが、学生らは事前・事後の調査検討をよく行っていた。

基本的な法律的な考え方の枠組みをしっかりと事実整理・法的論点整理の前提とすることが重要であると感じる。相談前の検討が重要であるとともに、相談後のまとめや記録の残し方も重要なと思われるが、後者のフォローの充実は今後の課題と思われる。

②路上生活相談等

聖公会路上生活相談（渋谷区代々木公園）と東京災害支援ネット避難者生活相談（江戸川区小松川団地）に教員・学生らで参加した。

路上生活相談は、寒さが厳しくなっていく中でボランティア団体が実施する炊き出しの場で、法的問題を抱えた路上生活者の相談を受け、路上生活者が居宅生活を営む上での障害を取り除いていくべきものである。通常の箱相談では得られない体験があった。なお、当日の相談件数は5件であった。

避難者生活相談は、東日本大震災及び福島原発事故からの避難者が避難している公営住宅（みなし仮設住宅）で行われた相談会に参加した。現在も避難が続いているが、原発賠償が不十分な状態であることが明らかになっている。なお、当日の相談件数は3件であった。



2 受講生より

私達が民事クリニックを通じて学んだことは、依頼者から必要な情報を、与えられた時間内で聞き取ることの難しさでした。

定期試験問題では、情報自体はすべて問題文に与えられているのでこのような困難は生じないのですが、クリニックでは依頼者の依頼内容はある程度事前に分かっていても、情報を過不足なく聞かなければ、どのような法律構成をとるべきか、それによって依頼者にどのように対応すべきかのアドバイスができません。もっとも、この困難は、法的知識が身に付いていなければ、どのような質問をして情報を収集すべきかが分からないので、よりいっそう知識を吸収する必要があることも痛感しました。

また、クリニックを通じて身に付いたことは、当事者が誰と誰であるかを強く意識するようになったことです。

当事者が会社なのか、組合なのか、個人なのか、等を意識することで、法律関係が変わってしまうため、事案を把握するためには何よりもまず、当事者を把握しなければならないと思いますが、定期試験の勉強のみでは、なかなかそれを強く意識する機会に欠けてしまうように思います。この点、クリニックでは、依頼者からの事前情報は限られているため、当事者が誰になりそうかを聞き取りで常に意識するようになったのではと思います。

民事クリニックは半期という短い間であり、事前予習もそれなりにしなければならないので、ある程度時間的に拘束され、他の授業との関係で勉強が大変な時もありました。しかし、先生方の貴重なアドバイスや班のメンバーそれぞれの協力があり、なんとか相談者に回答できたと思います。この経験を今後に活かすべく、引き続き勉強に励んでいきたいと思います。ありがとうございました。

行政クリニック

報告書（春学期）

1 担当教員より

今期は、以前からの継続案件である都内のマンション建築を巡る開発許可取消訴訟の上告手続き（主に上告受理申立理由書作成）と、商店街の街灯スピーカーなどの騒音問題をテーマとして取り組んだ。

開発許可の事例は、1審以来各期のクリニックで関わってきたが、春学期開始前に控訴審の判決が出て上告を行ったタイミングであったことから主に上告受理申立理由書の作成を行うこととした。この事例では、周辺住民について、開発許可による影響が係争できるのかが問題となっていたが、都市計画法33条1項3号（溢水）、7号（崖）に関しては原告適格が認められたものの、それ以外の規定、特に道路に関する規定が周辺住民の法的利益を保護すると言えるか否かが問題となった。クリニックでは改めて現地を見に行くとともに、当事者の意見も聞いた上で原告適格について議論を行い上告受理申立理由書を作成した。

街灯スピーカーの問題は、新宿区の住民からの、商店街の街灯に付置されたスピーカーの騒音問題等についての相談事案である。音に敏感な相談者としては、何とか街灯スピーカーなどの音をやめてほしいということを含め、公道の施設などの利用関係についても相談を受けた。街灯とそこに設置されたスピーカー、宣伝用フラッグなど、日頃その権利関係等についてあまり考えないものについて、行政法規上の位置づけや許認可の有無、問題を法的に係争する方法などを、検討するとともに行政などにも問い合わせたりするなどしていくか考察して相談者にお伝えした。

2 受講生より

第一

継続事件について 道路開発許可決定事件

道路開発許可決定の取消処分を求める裁判で、上告受理申立書を書くことが課題でした。既に日置教授と原告の方が考えていた控訴理由書を元に、不要と考えた記述を削り、分かりにくいところは記述を足すということをしていきました。法律問題のみを扱う最高裁判所への提出に沿う記述が求められました。開発許可を規定する都市計画法の由来、同法での原告適格の判断が各号で区々にされている問題から、現在の日本の建築制度の限界までを学びました。現場に行き、そこでの事故の歴史などを見聞きすることで、裁判所に分かるようにそこに住む人々の状況や思いをぶつけなければならないと考えるようになりました。

第二

新規事件について 商店街スピーカー騒音事件

商店街のスピーカーからの音を止めることができるかという課題でした。法令を一つ一つ紐解いて、現行法がどこまで規制し、規制していないかを考えることができました。常識を疑い、今まで表立って争われていないために文献もないような問題にどう取り組むかというチャレンジングな課題でした。明快な答えをクライアントには提供できませんでしたが、法制度を整理し取りうる策を考えて提供することはできました。自分が税金を払って住む地域の各種問題を解決したいとのクライアントの願いを、どうにか助けたいと感じました。一分野についてはクライアントの方がよく知っているが、知識を横断的に捉えて示せるかも弁護士の仕事だと知りました。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

2013年度秋学期の行政クリニックは、志望者が大変多かったこともあり、受講者を8名とした。

人数が多いために、個別の相談案件を受けるのは難しい側面もあり、ケーススタディ的な議案の議論を中心として、作業をすることとなった。

そのような視点から、今期は取り組むテーマとして、■■■のマンション紛争事案と■■■

のマンション紛争事案を取り上げた。

■の事案は、過去のクリニックで開発許可の取り消し訴訟と道路供用開始決定の取り消し訴訟を扱ってきた事案である。いずれも地裁段階からクリニックで関わり、提訴、準備書面、控訴理由書、上告理由書、上告受理申し立て理由書などのほとんどをクリニックの学生が起案してきた事案である。

(開発許可事案については東京地裁平成24年10月5日判決・判例地方自治373号97ページ、道路供用開始決定事件は東京地裁平成24年3月21日判決・TKC25493203、開発許可事件の原告でもある当大学院の戸波教授による意見書は Law &Practice No 681ページ 近隣住民による開発許可取り消し訴訟における審理判断のあり方について <http://www.lawandpractice.jp/files/rokugou/L&P 6 tonami.pdf> 参照)

提訴から最高裁までクリニックで取り扱ってきた経過を踏まえ、手続き的には両訴に関してはすべて終了したことから、現地を視察した上でこれまでの総まとめ的に行行政訴訟の問題点を議論・整理するとともに、それを踏まえて住民説明会でこれまでの経緯の報告を学生が行った。

の事例は、土地区画整理区域内の土地が売却され、そこに高層マンション計画が出現したことから、付近住民が反対運動を行ってきた事案である。

実際に現地に赴き周囲の状況を視察するとともに、近隣の方々からも話を伺って問題点を把握した。地元の方などから話を伺った10月の時点では、すでに流山市のまちづくり条例による手続きも終了していて、新たに行動できる余地はほとんどなくなっていた段階であるが、一つの素材として、どの段階であればどのような法的対応ができるだろうかと、様々な法的問題解決手法のアイデアを議論し、行政訴訟にとどまらず住民監査請求、直接請求、条例による手続きの活用、国家賠償の請求から新たな条例の制定提案まで様々な手法を議論し、それぞれの問題点と適用可能性を整理し、それを30ページほどの報告書としてとりまとめるに至った。

これらの作業を通じて、学生は現在の都市法制の抱える問題点と、司法的解決がきわめて困難な状況を具体的に理解し、行政法の体系への理解を進めることができた。

2 受講生より

クリニックにおいて、現地を見て回り、市民の方々の声を聞いて共感し、その立場で主張等を検討したことは、将来の実務に大いに役立つであろうという予感を持っているばかりではなく、座学において既にその効果を実感しています。

座学においては実際に現場を見ることは不可能であるか非常に難しく、殊行政法は（売買等比較的身近な問題を取り扱うことの多い民法等と比べて）判例学習の上でも事例検討の上でも想像力が重要となります。クリニックを通して読み込んだ書面や、現地調査、事件の

当事者の方々の御話等を思い出すことで、事件のイメージを持てるようになったと感じています。

- ・小石川の事案について

現地の調査に赴き、急斜面や崖を目にし、または歩いてみることで、裁判所に提出された図面や写真などからでは共感・共有しにくい危機感や問題意識を持てました。訴状等の立論は前期以前のクリニック受講者が起案されたとのことです、同じ体験をされたことで、起案がしやすくなつたであろうと想像できます。

住民説明会では、法律のプロや学習者ではない方々に向けて、専門的な法律問題を説明し、納得していただくことの難しさを痛感しました。住民の方々全体を対象とした説明会では、事件について意欲的な方とそうでない方、長年事件に関わって事件に詳しい方と事件自体についてよくご存知ではない方等が同時にいらっしゃいますので、限られた時間の中でできるだけ多くの方々の満足を得るには、前半の説明と後半の質疑応答に別々の役割を持たせる等、なんらかの工夫が必要であろうと考えるに至りました。

さらに、訴状、準備書面・答弁書、判決書を読み込むことで、行政事件における当事者の主張の方法とこれを受けた裁判所の判断の方法・傾向がかなり掴めたと感じています。

- ・流山の事案について

現地調査では、土地の広さ、周辺の住宅街の高さ、雰囲気を感じ取り、マンションが建設されたとした場合の風景をその実際の空間の中に思い描いてみることで、住民が抱える不安や怒り等をよく共有できました。

こちらの事案では、(説明会という形ではなしに、) 住民の方々から、行政に対する不満がどこにあるのか、今後どうする(どうなる)ことを希望しているのか等につき御話をうかがい(これも当然のことながら個人によってその意見が異なってくるのですが)、今後取るべきアクションにつき考察する際に非常に参考になりました。

- ・最後に

行政事件は、将来の類似事件に備えての予防策などの検討が必要または有効となることが多い点で、他の民事事件等にはない特色があると言われます。将来裁判官として判断を下す側に立つにしろ、弁護士として市民側や行政側に立つにしろ、あるいはルールを作る立場となるにしろ、過去のものではない生の事件に真剣に向き合い、行政法の仕組みや問題点について考えたクリニックにおける経験は、必ず活きることになると思っています。

臨床法学教育（家事・ジェンダー）I・II

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

浅倉むつ子／岩志和一郎／大塚正之／岡田裕子／榎原富士子／棚村政行／緑川由香／
山田攝子

【授業概要】

臨床法学教育（家事・ジェンダー）では、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、（1）法律相談事件の相談を直接担当する方法と、（2）教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。

（1）は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、約3-4名ずつに編制されたグループごとに、特定の事件について、複数の弁護士教員の指導の下に大体3-40分事情聴取を行い、その後10-15分学生と教員が回答について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体2-30分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要である場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。

（2）については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、（3）調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファランスは家事ジェンダークリニックのメンバーのみで行い、互いに、事件の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有する。日によつて、相談案件の有無や数が異なるので、適宜、相談事件の復習や予習を行いう。

最終カンファランスは、民事・行政クリニックの履修生と一緒に経験交流をする。

【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

【授業計画】

実際の相談依頼の人数・相談内容に応じて、相談体制を組みあわせていくので、常に臨機応変に対応するものとする。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一「離婚調停」日本加除出版

片岡武・菅野真一「遺産分割・遺留分の実務」日本加除出版

梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・柳原富士子『家族法実務講義』有斐閣、2013年発刊予定

家族法授業で使用している各自の教科書

【受講要件等】

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

【受講者への要望】

家族の問題について関心をもつ学生の皆さん積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

報告書（春学期）

1 担当教員より

◇ 扱った事案

- 1 父の相続の際、兄が母の面倒を見るという合意のもと母及び相談者（子の1人）が少なく相続し、兄が多くを相続した事案において、兄が母の面倒をみなくなった場合に債務不履行に基づく何らかの請求ができるか。
- 2 祖父の貸地を相続した父と借地人間の借地契約につき、父死亡後に、父を相続人した複数の相続人らが、借地人に対して地代の増額請求をなしうるか、国に対して相続税延納方法の短縮の請求ができるか。
- 3 不貞の相手の男性から妻が慰謝料請求をするつもりだと聞かされたがどのように対応策すればよいか、相手方男性に対して相談者から慰謝料請求ができるか。
- 4 死別した夫の父（義父）の名義の建物で夫とともにすし店を経営してきたが、夫の死後、義父より建物明け渡しを求められており、営業を続ける方法がないか。
- 5 中学2年女子の面会交流援助。

- 6 DVがあり子らの教育費も支払わない夫から離婚請求を受けているが、関係を修復したい。
- 7 夫にDVがあるので相談者の妻が家を出て婚姻費用を請求しているが、離婚を含めてセカンドピニオンを欲しい。
- 8 婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする家庭裁判所の審判について、民法900条4号但書が憲法14条に違反するとして不服申立てをしたい。
- 9 子を連れて別居した妻から離婚調停を申し立てられたが、第1回目の調停に臨むにあたり、考えられる争点とその対応についてアドバイスが欲しい。

受講学生11人（男性5人、女性6人）、教員7人（浅倉・岩志・岡田・榎原・棚村・緑川・山田、調停委員との懇談会主催は大塚）で実施した。事案ごとに学生2～4人及び教員2名程度でチームを構成し対応した。扱った事案は、きわめて多様性に富んだ。

2は交渉の代理を受任し営業継続の合意に至ることができ、5は継続受任しており面会交流を実施、8は即時抗告事件の代理を新規受任した。5では実際の面会交流の約2時間を学生も一緒に付き添い、面会交流が円滑にすすむよう、学生も積極的に関係者とコミュニケーションをはかり、子を含め双方に喜んでもらうことができた。8は短期間であったが、充実した抗告理由書を学生自身が起案した。相続法にとどまらず、憲法論及び条約論を展開し、書くことによって深く勉強できたと思われる。その後、2014年9月4日に最高裁判所で違憲決定が出て、本件も、その決定の後に、違憲判断を含む高裁決定を得た。

新規相談では、毎回、学生は事前に周到な準備・勉強を行い、実際の相談では、相談の主任となった学生を、他のメンバーも積極的にフォローし、いずれもチーム力で最善的回答をすることができた。

◇ 事件以外の活動

- 1 山下雅敏・山崎新弁護士によるGID訴訟の取組みの紹介
- 2 横浜家庭裁判所の調停委員らとの意見交換及び懇談会

GID訴訟とは、性別変更した男性と女性の夫婦が、妻が婚姻中に産んだ子につき嫡出推定（民法772条）が及ぶと主張している事案である。1では、前例のない事案において新たに理論構築し訴訟をたたかう弁護士としての醍醐味、法曹であることの意義を聞くことができた。その後、2013年12月10日、最高裁は、本件事案つき嫡出推定が及ぶとする判断を示した。2では調停における望ましい弁護士像、望ましくない弁護士像をリアルに聞くことができ、また人生の大先輩である調停委員らから法曹をめざすことへのエールをいただき、貴重な機会となった。

(最終カンファランスで2013.7.1)



2 受講生より

◇ クリニックを受講してよかったですと思う点

一点目は、実際の相談者による法律相談を行わせて頂けたことである。本クリニックの法律相談は、相談者から事前に相談内容の概要を簡単に伝えて頂き、事前調査をしたうえで行う形式である。しかし、どんなに準備しても、実際の法律相談では、法的な評価や判断をする上で必要な事実を過不足なく聞き出す難しさを肌で感じた。また、離婚の相談等は、その時点での当事者の意思に特に配慮しつつ相談を実施すべき分野であるが、当事者の気持ちに添いながらも適切な判断を提供する難しさを体感できた。

二点目は、実務で活躍されているクリニックの先生方の対応を目の当たりにでき、依頼者に対する姿勢や相談内容の着眼点を学ぶことが出来たことである。また、準備書面の書き方や文言の使い方をご指導いただいた。これらは、法曹を目指している我々にとって貴重な経験であった。

三点目は、クリニックの先生方以外の実務家の方々との交流の機会を持てたことである。特に私の印象に残ったのは調停委員の方々との懇親会であり、現役の調停委員の方々の目線から調停の実態や調停で弁護士に心掛けてほしいこと等を伺うことが出来た。こうした経験ができたのは、クリニックの先生方のご尽力の賜物であり、弁護士でないロースクール生だからこそ得られた貴重な機会であった。

以上のように、座学では決して得ることのできない経験や知識を得ることが出来たことが本クリニックを受講して特によかった点である。

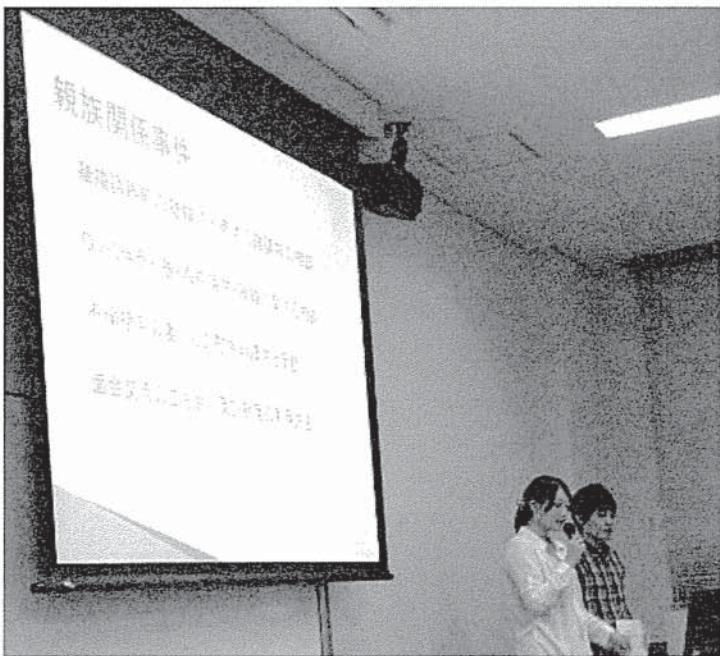
◇ 反省点

一点目は、基本的な知識の不足である。法律相談では、予期せぬ質問がなされたり、予期せぬ事実が判明する。そのような事態に直面しても毅然とした態度で相談者に接しなければ、相談者に不安を抱かせてしまうが、毅然とした態度をとるには法的な知識を“正確”にかつ“わかりやすく説明できる”レベルにまで理解しておく必要があった。しかし、そのレベルにまで達していないことがあり、先生方に過分なフォローをしていただいた。

二点目は、責任を恐れずに挑戦する積極性である。もちろん、本クリニックの受講生は積極的に事件を担当していた。しかし、実際の事件や依頼者に真摯に向き合ったが故に慎重になりすぎた一面もあったよう

うに感じる。誤解を恐れずに言えば、クリニックは法曹になつた後とは異なり、先生方にフォローをしていただけるため、多少の失敗も許される数少ない機会である。そうであるならば、失敗を恐れずに挑戦する積極性がもっとあってもよかつたように思う。

上記は反省点であるが、クリニックを受講したからこそ気づけた点でもあり、司法修習であるいは法曹になってからこの経験を生かしていきたい。



報告書（秋学期）

1 担当教員より



(最終カンファレンス)

受講学生12人（男性6人、女性6人）、教員7人（浅倉・岩志・岡田・大塚・榊原・棚村・山田）で実施した。事案は多様性に富んだ。春学期に抗告理由書を中心となって起案した婚外子相続分に関する遺産分割事件につき、2013年11月に即時抗告審の決定が出て確定した。授業開始直前の同年9月4日に最高裁判所判所大法廷による違憲決定が出て、

上記高裁決定も違憲の判断を示した。これに関連し、日弁連主催の民法改正に関するシンポジウムに出席した。最高裁判所で、従前、この論点につき少数意見を述べてきた泉徳治元裁判官がパネリストとして出席され、違憲訴訟の意義についての話を聞くことができた。

新規相談では、毎回、学生は3～4人のチームを作り、よく準備し相談にのぞんだ。

最終カンファレンスでは、6の事案を報告した。父の死後、相談者のきょうだいが、相談者と父の間には血縁関係がないと主張しているが、相談者に遺産承継させる旨の相続させる遺言を父が書き残していたという事案である。具体的に事実に即して、父子関係の存否及び遺言の解釈をアドバイスすることができ、相談者には安心していただけた。

◇ 扱った事案

- 1 父子の面会交流立合い支援（受任） 2回
- 2 離婚訴訟・公示送達（受任） 調停中に夫が転居して居所不明になった事案
- 3 賃料不払いによる家屋明渡請求（受任）
- 4 相続分相当額の損害賠償請求・不当利得返還請求（受任）
- 5 離婚と親権（受任）
- 6 父子関係の存否及び相続させる遺言（相談）
- 7 遺産分割
- 8 遺留分と遺言作成
- 9 養育費
- 10 土地の賃貸借契約の債務不履行
- 11 遺言執行者の任務怠慢

◇ 法律相談や受任以外の活動

- 1 民法改正シンポジウム 2013年10月10日（憲政記念館、日弁連主催）に出席
- 2 DVがある離婚事件の模擬相談
- 3 横浜家庭裁判所調停委員との懇談会・懇親会

横浜家庭裁判所の調停委員らとの意見交換及び懇談会

2 受講生より

◇ 受講して良かった点

9月30日に最初のガイダンスが、そして12月9日に最終カンファレンスがあり、約2ヵ月半という短い期間だったが、リーガル・クリニックを受講して本当に大きなものを得た期間だった。その中でも、私が第1に感じたことは、経験豊富な実務家や教授という一流の講師陣を前にして、法律相談を受けることができることの有難さだ。



（横浜家裁調停委員の方々と）

法律相談の担当になった際は、事前に伝わっている概要から様々な事案を想定して準備をするが、それでも、相談者の方から予想していなかった質問が来る等、回答につまることがあった。その際に、先生方が助け舟を出してくださるが、その回答は本当に勉強になった。通常の講義でも教えを受けることはできるが、なかなか実際に生じている法律上以外の問題の解決方法や実務の状況までは、講義では聞くことはできない。それらは、教科書を読むだけでは手に入れることのできない、法律相談の解決方法であった。

また、実務家の先生の受け答えを見ていて、相談者の方に寄り添う姿勢、また法律知識のない相談者の方でも理解しやすい説明の方法、また後から相談者の方が問題を抱えない様、

『絶対に～できます。』とは、簡単には言ってはならない等、法曹としての基本を勉強することができた。将来、法曹になってから、一流の実務家の法律相談での受け答えを、真横で見るという機会にはなかなか恵まれないであろうことを考えると、またとない貴重な体験であった。

第2に受講して良かったと思った点は、紛争の解決の喜びを感じることができた点である。今回のリーガル・クリニックの中で、私は運良く1度の法律相談で相談者の方が納得して終わることができた事案に、主任として携わることができた。本当にたなく聞きづらい回答であったと思うが、先生方の手助けもあり、不安な面持ちであった相談者の方に、最後には、『安心した、良かった。』と言って頂くことができた。相談者の方にとって、抱えている問題は人生を左右するものである。その問題の解決を法曹は手助けできる。私にとって、このことを体験できた事は法曹を目指す大きなモチベーションとなった。

第3は、リーガル・クリニックの受講を通じて、法律相談以外にも様々な経験をさせて頂いた点である。民法改正のシンポジウムへの出席、調停委員のかたとの懇親会、面会交流の立会い等、リーガル・クリニックを受講していなければ、なかなか経験できないことばかりであった。その中でも特に、私は家事事件を主に扱う弁護士を目指しているため、学生という身分でしか聞けない様な、調停委員の方のお話を伺うことができたことは、将来、法曹になれた際に必ず活かされる経験であった。

◇ 反省点

反省点としては、積極性が足りなかった点である。法律相談の際は、主任、副主任、書記と役割分担をするが、自分が主任でない際には、主任に説明を頼っていることが多く、適時質問を自らする等、主体的に案件に関わっていないかった。また、失敗を恐れ、質問を控えてしまう時もあり、せっかくの機会であるのだから、積極的に行動すべきであった。

また、主任であった際には、緊張してしまい、滑舌が悪く聞き取りづらい説明になってしまった。ただでさえ法律に不慣れな人にとって複雑な話を理解してもらう必要があるのであるから、緊張に慣れ、明確な話し方が出来るよう努力する必要があると感じた。

そして、クリニック全体を通じて感じたことであるが、基礎知識があいまいであった点である。知っている、理解していると思った知識が、実際の事案に触れているうちに、勘違いをしている点があつたり抜けがあつたりすることに気付かされた。法律相談でも、そのせいであつまざいてしまう事があり、しっかり基礎知識を身に着けておくべきであった。

◇ さいごに

反省すべき点も多々あり、またリーガル・クリニックのための準備等負担も少なくはなかったが、今リーガル・クリニックを修了し、本当に受講して良かったと感じる。このリーガル・クリニックで得たものを、以後のロースクール生活、また将来に、活かしていきたい。

臨床法学教育（刑事）I・II

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

河津博史／神田安積／笹井武人／野村稔／宮村啓太

【授業概要】

この科目では、現実の刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑事関係法 令や刑事法理論が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、被疑者・被告人はどのように取り扱われているか、また関係諸機関はどのように機能しているか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、この科目は、春学期科目は夏季休暇中に、秋学期科目は春季休暇中に開講する。

【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして、刑事弁護の仕組み、刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し、併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、捜査弁護、公判弁護、上訴弁護などがある。捜査弁護事件は、弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し、同弁護士の派遣要請を受け行う。公判弁護や上訴弁護は、原則として、国選弁護制度を利用して行う。

学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立、尋問準備、弁論準備など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配転を受けて出動し弁護活動を開始するが、その具体的な内容は各班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して中間報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

【受講要件等】

「基礎刑事訴訟法（刑事訴訟法）」、「法曹倫理（弁護士の役割と責任）」などを履修していることが望ましい。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

特になし。

【受講要件等】



「基礎刑事訴訟法（刑事訴訟法）」、「法曹倫理（弁護士の役割と責任）」などを履修していることが望ましい。

【受講者への要望】

特になし。

刑事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

同居していた実の祖父（祖父と2人暮らし）に対して暴行を加えたとされる暴行被疑事件を受任した（なお、その後、全治1週間の打撲傷を負っていたことが判明した）。受任したのは逮捕された翌日であった。依頼者は被疑事実を認めており、受任直後から、身体拘束からの解放、とりわけ、被害者との関係修復に向けて弁護活動を行った。まず、身体拘束を解かせるため、勾留しないよう求める意見書を検察官に提出したが、勾留請求されたため、勾留却下を求める意見書を裁判所に提出し、担当裁判官と面接を行い、勾留請求を却下するよう求めたが、勾留された。並行して、依頼者の実の祖父である被害者との接触を試みたが、被害者の処罰感情は激しいものがあり、時間をおいて、被害者の理解を得る活動を行うこととした。依頼者に被害者宛の反省の手紙を書いてもらい被害者に渡すとともに、被害者との面談を行い、処罰感情を和らげてもらうよう時間をかけて説得を行った。最終的には、被害者に依頼者を許す旨の上申書を書いてもらい、検察官に不起訴処分を求める意見書を提出し、依頼者は勾留期間満期日に不起訴処分にて釈放された。

2 受講生より

本活動を通じて最も痛感したのは、被疑者の依頼の尊重と、これと相反する被害者感情との双方を考慮した活動の難しさである。日々刻々と変化する被疑者や被害者の感情を意識しつつ弁護方針の方向性を考え、双方にとって最も良い結果となる活動を行なうことは大変難しく、学生間でも意見が割れることが多かった。加えて、被疑者との接見や被害者との接触を通じて芽生えた弁護人側としての意見をどこまで弁護方針として加味して良いのかも非常に悩ましい点のひとつであった。また、具体的な事案を条文の文言に当てはめるという一見単純な作業も、いざ説得的な意見書を書くとなると難しく、文言の大切さと勉強不足を実感させられた。

このように自分たちの未熟さに悔しい思いをすることが多々あったからこそ、刑事系に限らず以降の学修に対する更なる意欲につながった。また、基本書や条文の文字だけで漠然としていた刑事弁護実務のイメージが、実際の弁護活動を通じて具体化できたことに大きな意義がある。そして、本事案の特殊性からか、刑事弁護は法律の知識を大前提として、被疑者とそれを取り巻く様々な人間関係とを十分に考慮した社会的活動の側面を伏せ持っていると

感じた。短期間ではあったが、先生方にアドバイスをいただきながら学生同士で議論を重ね、時間をかけて一つの事案と真剣に向き合ったこのクリニックでの経験は、以降の学修にとって大変有益な経験となった。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

まず、同乗していた知人の女性に対し、多数回殴るなどの暴行を加え、全治2週間の傷害を負わせたという傷害被疑事件を受任した。受任したのは勾留後であり、事実関係に争いがなかったため、勾留延長決定に対して準抗告を申し立てるとともに示談による不起訴を目指したが、準抗告は却下され、また、被害者に示談を拒絶されたことから、不起訴処分を得ることはできなかつた。

次に、上記傷害被疑事件の満期日に、上記知人の女性に対し、上記傷害被疑事件の直後に、暴行脅迫を加え、その反抗を抑圧してホテルに連行した上、姦淫したという強姦被疑事件を受任した。依頼者は強姦の事実を否認しており、勾留及び勾留延長に対して準抗告を各申立てたところ、勾留延長については一部取り消されたものの、上記傷害事件とともに起訴されるに至つた。

上記の2つの事件を通じて、学生は依頼者と一般接見を繰り返し、また、現場調査や当事者の足取り調査を行い、検察官や裁判官との交渉や面談に同席した。

2 受講生より

この事件は密室でのことで客観証拠も少なく、被害者が示談に応じないため被害者の供述を知ることができず、被疑者の供述に頼るしかありませんでした。被疑者の供述の裏づけをとるため、被疑者と被害者が立ち寄ったとされる薬局や犯行現場とされるホテル等の監視カメラを調査しましたが、私人の要求に応えてくれる事業者はほとんどおらず、弁護側の捜査力の限界を感じました。

また、逮捕状の被疑事実は勾留状謄本をみるまでは確認することができず、逮捕当初から被疑者が呈示されたのみで被疑者はその内容を見て何度も確認することもできない現行制度に不満を抱きました。起訴状についても同様です。制度については理解していたつもりでしたが、クリニックをきっかけに、具体的な制度について疑問を抱くことができました。

拘束期間が長く、自分の勉強がままならないこともありました。なにより刑事手続についての理解は深まつたと思います。条文を正確に読むことの大切さ、トラブルが生じても事案に冷静に向き合うことの大切さを知ることができました。そして、被疑者との信頼関係が重要となる刑事弁護において、被疑者だけでなくその他関係者と接する姿勢を指導教員の先生の背中をみて学ぶことができました。

刑事クリニックB班

報告書（春学期）

1 担当教員より

路上で痴漢行為をし、東京都迷惑防止条例（「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」）違反被疑事件で逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。検察官に意見書を提出し、勾留請求しないことを求めたが、検察官は勾留を請求。裁判官に対し、依頼者の母親の上申書等を添付した意見書を提出して、勾留請求却下を求めたところ、勾留請求は却下され、依頼者は釈放された。その後、被害者及びその親権者との間で示談交渉を進め、示談が成立し、被害届取下書を受領した。検察官に対し、示談書及び被害届取下書等を添付した不起訴処分を求める意見書を提出して、終局処分を待っている状況である。

2 受講生より

(1) 刑事クリニックを受講して良かった点

生の事件を、逮捕から終局処分までという一連の流れで経験できたことである。

たとえば、一般接見においては、被疑者とのやり取りだけで事件の全容を過不足なく把握することの難しさを知ることができた。これは、普段の座学の授業を受けるだけではわからないことであり、刑事クリニックを履修したからこそ得られた経験である。

また、裁判官に対して、勾留請求の却下を求める意見書を提出したところ、実際に勾留請求が却下された。このように、弁護活動が結果に直結するという貴重な経験ができたのは、大きな収穫である。やるべき弁護活動を労を惜しまずに行うことが重要であるということを実感を伴って学修できた。

(2) 反省すべき点

刑事手続においては、スピードが命であるから、常に手続の先を読みつつ行動しなければならない。

[REDACTED]

また、勾留の要件をはじめ、刑事訴訟法の理解が甘かったことも反省点の1つである。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

知人に対して暴行を加え、全治1ヶ月の傷害を負わせたとされる傷害被疑事件を受任した。受任したのは勾留されてから5日目であった。依頼者は被疑事実を認めており、受任直後から、身体拘束からの解放に向けての弁護活動、具体的には、親族との連携および被害者との関係修復に向けての弁護活動を行った（なお、本件では、依頼者の精神面が問題となり、検

察官は、簡易鑑定を行ったが責任能力には問題ないとのことであった)。まず、依頼者の弟に連絡を取るため、依頼者の知人に連絡し、弟への連絡の仲介を依頼した。その後、検察官とも面談し、弟の協力を得て、依頼者の反省文を被害者に届けるため、被害者との面談を行った。その結果、被害者から依頼者に対する処罰感情がないことを含めた内容の手紙を書いてもらい、その手紙を検察官に提出するとともに、不起訴処分を求める意見書を提出し、依頼者は延長後の勾留期間満期日に処分保留にて釈放された。

2 受講生より

今回の刑事クリニック活動でよかったですのは、班員全員が共通の問題意識の下、弁護活動に取り組めた点である。依頼者の人柄に触れ、なんとかしなくてはいけないという思いにかられながらも、身元引受人のいない状況や現在の刑事政策の不完全性の中、依頼者にとってどのような選択が最善の弁護活動となるかという、正解の見えない問題に直面したことである。最善の弁護活動とは、依頼者の最大の利益を考えて行動することだと単純に考えていたが、決して身柄解放だけが最大の利益だとは限らない。何が利益となるかは、その事件ごとに、依頼者の生活環境や人格等を含め実質的に考える必要があると感じた。これは、座学だけでは決して経験できることであった。

他方で、接見時の聴取能力の不十分さと、想像力・行動力の欠如が反省点として挙げられる。今回の依頼者は話が錯綜する場面が若干見受けられ、事件の内容を把握することが困難となつた一つの要因である。しかし、どのような依頼者であっても、弁護活動のためには、事件の根幹となる事項を十分に聴き取る必要があり、このような能力の向上が必要であると感じた。また、依頼者や家族の意向を踏まえると、いったいどのような弁護活動ができるのか全く想像ができず、しばらく呆然と何もできない期間があったが、適切な弁護活動を行うためには、常に事件解決への方法のバリエーションを用意し、臨機応変に実行していくための行動力を養う必要があると感じた。

刑事クリニック活動は、生の事件を自らの頭で考え、足を使って、事件解決への途を模索するところに最大の醍醐味があった。身柄拘束されている場合の時間制限や、現に被害者を前にした緊迫感等、刑事事件ならではの面白さを感じられ、とても良い経験になった。

刑事クリニック C 班

報告書（春学期）

1 担当教員より

都迷惑防止条例（客引き行為の禁止）違反被疑事件を受任した。依頼者は9月19日午後9時半頃池袋の繁華街で取り締り中の私服警察官2名に対して客引き行為を行ったとして現行犯逮捕され、翌20日初回接見を行った。接見後弁護方針を検討し、囮捜査に当たらないことを確認し、依頼者は被疑事実を認め深く反省していることから勾留請求を回避すべく意

見書を作成することを決めた。翌21日送致日の午前中に担当捜査官に面談したい旨連絡、父親に事務所に来てもらい身元引き受け書を作成した。その後捜査官より勾留請求しないとの連絡が入り、捜査官に意見書を提出し、処分につき意見交換を行い、略式起訴とするとの意向を確認した。客引き行為の取り締まりが厳しいこと、約100メートルにわたって執拗に客引き行為を行っていたこと、この種事案の定型的処分が略式起訴であることなどから、略式起訴もやむ得ないと判断し、依頼者が釈放された翌22日本人に説明し了解を得た。現在捜査官の処分待ちである。

2 受講生より

刑事クリニックを受講した中で最も大きな経験となったのは、何よりも「実務に触れる」ことができたという点です。今回の活動の1つとして、勾留に対する意見書の作成というものがありました。刑事訴訟法の授業では馴染みの深い、勾留の要件を1つ1つ検討するという作業をしたのですが、実際に起こった事実の中から要件充足に必要な事実を抜き出して当てはめるということが、いかに難しいかということを学びました。これは座学だけでは決して体感することができないと思います。また、法曹倫理の授業で学んだ、「依頼人のために最善の弁護を行う」ということがどの様なことであるか、改めて自分達で考える貴重な機会にもなりました。その上で何よりも重要であると感じたのは、「依頼人との信頼関係」ということでした。模擬接見の時に、ある先生が「我々はプロフェッショナルである以上、(接見中に)こちらから目をそらすことはあり得ない」とおっしゃっていたことが印象に残っています。目を見て話を聞く。当たり前のことの様で中々難しく、しかし、信頼関係を築くための唯一の方法なのではないかと感じました。

当然のことながら、刑事弁護実務に関わったことは今回が初めてでした。そのため、反省点として、野村先生のご指導を自分達の中で消化することに精一杯であり、積極的かつ主体的に考えることができなかつたという点が挙げられます。これに関しては今後の自分達の課題とし、今後に生かせていくべきだと思います。野村先生の温厚なお人柄や班員の雰囲気の助けもあり、適度な緊張感の中で活動することができました。活動期間は短かったです、内容は濃く、学ぶ点が多くありました。野村先生をはじめ、諸先生方や早稲田リーガル・クリニックの職員のみなさまには大変お世話になりました。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

被疑者がキャバクラの呼び込みとのトラブルから同人に暴行を加えたとの容疑で現行犯逮捕され事案につき、当番弁護の配点を受けて警察署へ接見に行った。接見では、クリニック事案として弁護する旨の説明とこれに対する了解を得た上で受任し、事件当時・逮捕の状況、仕事と家族のこと、前科の有無等及び被害者と示談をし、1日でも早く会社に復帰したいとの希望を聴取した。そこで検察官に在宅捜査及び起訴猶予処分を求めて弁護活動をすること

とした。接見後、より具体的に事案を把握するため、事件現場であるN駅へ向かい、事件の状況を確認した。また、依頼者の近所に住む婚約者に身元引受人となるよう依頼するとともに、身元引受書を作成した。その後、担当検査官宛てに勾留請求しないことを求める上申書を作成した。翌日、東京地方検察庁に行き、弁護人選任届と上申書を提出した。そして、午後、担当検査官と事件につき面談したところ、勾留請求をしないこと、2月中に被害者との示談を成立させるよう求められた。その後、被害者と電話で示談につき交渉し、基本的に示談する旨の了解を得た。そして、婚約者とともに依頼者の釈放に立ち会った。後日、依頼者と示談交渉に向けた打ち合わせを行い、依頼者に謝罪文を書いてもらった。打ち合わせを踏まえ、被害者および被害者の勤務先のオーナーと示談交渉を行い、示談が成立した。その後、示談が成立したことを担当検査官に報告すべく報告書を作成するとともに不起訴処分とされたい旨の上申書を作成し、これを検査官に提出した。2月28日付で不起訴処分となった旨を伝えられ、不起訴処分告知書の交付を受けて依頼人に渡し、弁護活動を終了した。

2 受講生より

まず、接見で依頼者から聞いた話と被害者から聞いた話に食い違いがあり、接見での依頼者の言葉を信じ込んでそれのみで事実関係をイメージすることの危険性を身をもって知ることができた。また、依頼者の主張と被害者の主張とが食い違う場合に、示談を上手く成立させるためにはどのように対応すべきか、弁護人には問われることも知った。示談交渉の場で被害者から要求・要望があった場合、たとえば、宥恕の文言は除いてほしい、その提示額では納得できない等のことを言われた場合に、弁護人としては、迅速・適切な判断をして対応しなければならない。そのためには、示談交渉の場で起こり得るあらゆる事態を想定した上で臨む必要があり、事前に示談に向けた準備をしていたが、実際の交渉後、模擬交渉をしてみると事前の想定がかなり不足していた。その他にも、書面を作成するとき、弁護人の立場だからこそ主張できること、すべきことを意識して端的にかつ説得的に文章化すべきこと、弁護活動や制度の趣旨・目的からどのように記載するのが適切かを考えるべきであることを学ぶことができた。特に今回の事件では、勾留請求をしないことを求める上申書において、身元引受人がどのような人なのか、どのような監督が期待できるのか等を重視すべきであった。また、活動全体を通して、弁護人として何が依頼者のためになるかを考え、そのすべてを行動に移すことが最善の弁護活動であると実感した。

刑事クリニックD班

報告書（春学期）

1 担当教員より

警察官に対して唾を吐きかける暴行をしたとされる公務執行妨害被疑事件を受任した。受任したのは勾留の裁判がなされた翌日であった。依頼者は被疑事実を否認しており、受任直

後から、身体拘束からの解放と被疑事実の存否に係る証拠収集の両面にわたって弁護活動を行った。まず、身体拘束を解かせるため、勾留の裁判に対する準抗告を申し立てたが、残念ながら棄却された。また、証拠収集の一環として街灯に設置されていた防犯カメラ映像についての証拠保全請求の準備を整えたが、請求書を提出するには至らなかった。そのまま、依頼者は勾留期間満期に不起訴処分とされて釈放された。

2 受講生より

今回刑事クリニックを受講してよかったです。実際に起こった事件を扱い、弁護士の先生方と一緒に弁護活動を行うことで、普段の座学での勉強が実際にどのように使われているのかを知ることができた点です。普段の座学では、「勾留の要件」といっても、ただ条文を引いてその要件を確認するだけでした。しかし、今回実際に「勾留の裁判に対する準抗告の申立書」を作成することで、勾留の理由である「罪証隠滅のおそれ」とはどのような場合か、どのような場合に勾留の必要性はないといえるのかといったことをひとつひとつ丁寧に検討することができました。また、座学と違って、実際に依頼者が身体を拘束されているという状況があると、今まさに自分たちの依頼者が身体を拘束されているのだということを実感し、勾留によって身体を拘束されることの重大さや刑事訴訟法における時間制限の重みを実感することができました。さらに、実務においては電話対応や依頼者と面会した時の対応の仕方など、人とのコミュニケーションが何よりも重要であることがわかりました。

今回宮村先生、井桁先生のご指導の下、刑事弁護の実務を経験できたことは大変貴重な経験になりました。両先生方からは、各手続の根拠条文を確認することや自分で考えて答えを出すことの重要性を何度もご指摘いただきました。これらは今後の勉強や法曹になった後にも常に意識していきたいと思います。末筆になりましたが、宮村先生、井桁先生には、お忙しい中多くのご指導、ご配慮をいただき本当にありがとうございました。この場を借りて深くお礼申し上げます。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

2件の事件について弁護活動を行った。

1件目は、患者を搬送している救急車を足蹴りして損壊したとされる公務執行妨害及び器物損壊被疑事件を受任した。受任したのは逮捕された当日であり、早速、勾留請求回避のために依頼者の家族の供述録取書及び意見書を作成したところ、翌日、検察官が勾留請求することなく依頼者を釈放した。その後、救急車の修理費用を依頼者が負担し、救急車の所有者である東京都との間で示談が成立したことにより、依頼者は起訴猶予により不起訴処分とされた。

2件目は、自動車を運転中にバイクに自動車をバイクに接触させて横転させ、救護・報告をすることなく現場を走り去ったとされる危険運転致傷及び道路交通法違反被疑事件を受任

した。勾留の裁判がされた後は接見等が禁止されたため、依頼者と学生が接見することはできなかつたが、事実調査活動等を分担して行った。その後、依頼者は危険運転致傷の公訴事実で起訴され、今後、公判弁護活動を行っていく。

2 受講生より

刑事クリニックを受講してよかったですと思う点は、実際の事件に携わることで、どのような流れで刑事裁判が進行するのか、また、どのようにして刑事弁護活動を行っていくのかを具体的に学ぶことができた点です。普段の勉強においても、捜査から公判にかけての手続の流れや、捜査弁護活動及び公判弁護活動の内容を学びますが、具体的なイメージが浮かびにくく、知識として定着しにくいのが学生の現状だと思います。しかし、刑事クリニックでは、依頼者との接見や、意見書の起案といった実際の弁護活動を手続の流れに沿って経験することができるため、知識として定着しやすく、司法試験との関係でも大変有益でした。

反省すべき点は、約1か月間の活動を通して、担当教員の宮村先生、小泉先生の熱心な指導の下、捜査から公判にかけての手続の流れや、刑事弁護活動の内容だけでなく、刑事弁護人としてのるべき姿など、様々なことを学ぶことができたにもかかわらず、中間報告会ではそれを十分に伝えることができなかつた点です。これは、あらかじめ何を伝えるべきか否かの選別が不十分であったこと、パワーポイントなどの資料を適切な方法で使用することができなかつたことなどが原因であると考えられます。法律家は、人を説得することができると言っても過言ではないと思うので、これらの反省点を修正し、今後プレゼンテーション能力を向上させていきたいと考えています。

刑事クリニック E班

報告書（春学期）

1 担当教員より

公務執行妨害被疑事件で逮捕された被疑者より依頼を受け、合計3回の接見を経て受任した。検察官に意見書を提出及び面接をし、勾留請求しないことを求めたが、検察官は勾留を請求。裁判官に対し、意見書を提出及び面接をし、勾留請求却下を求めたが、勾留決定。その後、被疑者が検察官・裁判官に対して弁護人解任を主張していたことが判明し、合計2回の接見を経て辞任した。なお、接見の際に証拠保全のために被疑者の身体を写真撮影し、現像した写真を被疑者に差入れした。

2 受講生より

E班の活動は8月21日から23日までの3日間であった。被疑事実は公務執行妨害罪である。被疑者は期限切れではあるが精神疾患に関しての障害者手帳を有しており、コミュニケーションがうまく取れない状況であった。そのため学生の接見の許可が下りず、接見をす

ることはできなかった。しかし、模擬接見は経験できたし、被疑者が精神疾患の疑いがあるというあまりないケースの事件について担当することができ、とても勉強になった。

とくに今回の活動を通じて感じたことは、最善の弁護活動と本人の意思の尊重のバランスである。たとえば、弁護人選任届を出すべきか。被疑者から意見書を出すことの同意が必要か。被疑者から意見書の提出の同意が必要か。意見書に被疑者が書いてほしいといったことはそのまま書くべきなのか。弁護士はこのようにさまざまな岐路に立たされることになる。法曹倫理の授業で最善の弁護活動をしなければいけない、本人の意思の尊重をしなければいけない、と習ったが、実際にどのように弁護活動をするべきか非常に難しい。場面によっては、本人の意思の尊重よりも自分が思う最善の弁護活動をしなければいけないときがあれば、逆になにをおいてもまず本人の意思の尊重をしなければいけないときもある。この見極めが弁護士のとっては重要であるということを勉強できた。

他面、反省点としては60条の各要件についてもっと深く考えることができればよりよい意見書ができたのではないかということである。コメントナルで要件を調べることを忘れたりするなどして、あまり文献等を活用できなかった。この部分に限っては自己の中で不完全燃焼である。

結論として、刑事クリニックを受講は自分にとってとてもよかったです。この経験を将来に生かせるようこれからも頑張りたい。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

住居侵入・窃盗被疑事件で勾留された被疑者より依頼を受け、受任した。捜査段階における弁護活動としては、余罪追及を含む取調べに関する助言や、家族との面会を行った。公訴提起後、保釈請求をしたが却下された。検察官を通じた被害弁償の申し出が拒絶されたことから、損害賠償相当額を供託し、依頼者の出所後の就職先の手配も行った。第1回公判期日では、それらに関する書証を提出するとともに、情状証人2名の尋問及び被告人質問を行った。同期日で結審した後、保釈許可決定を得て、判決宣告を待っている状況である。

2 受講生より

(1) 刑事クリニックを受講して良かった点

まず、刑事手続を主体的に経験できたことが良かった点である。刑事クリニックを受講することで、逮捕段階から公判まで一貫して1つの事件に関わることができたので、普段の学習ではあまり理解できていなかった分野についても具体的なイメージが湧くようになった。また、先生方から学生で起案した書面について指導を受けることができたことも良かった点である。なぜなら、ロースクール在学中から実務家による点検を受けることで、どのような文章が実務において求められているのかを把握することができたからである。

さらに、弁護士という仕事に対する理解が深まったことも良かった点として挙げられる。

書面の起案だけではなく細かい訴訟手続に関することも経験させていただき、関係者との打ち合わせにも同席させていただけたことで、実際に自分たちで経験してみなければ分からぬことや弁護士としてあるべき姿についても学ぶことができた。

加えて、代用監獄問題や原則と例外が逆転している保釈実務について具体的な事件を通して学ぶことができたため、現行制度や実務の運用における問題点を学生のうちから意識できることも、刑事クリニックを受講して良かった点である。

そして何より、自分たちの努力が保釈許可決定という形で結実したことが、刑事クリニックを受講して最も良かったことである。まだ現段階では被告人が釈放されるには至っていないが、自分たちの活動が依頼者やその関係者が望んでいた結果につながったことで、達成感を得ることができた。

(2) 反省すべき点

まず、活動を開始した当初は、当事者意識が弱く、事件に対して受動的になってしまった。先生方から質問を投げかけられても、遠慮したり、自分の意見は間違っているのではないかと不安になってしまい、何も答えず、黙ってしまったことがあった。実際に先生方からも、学生たちからいろいろ調べたり、動き出してほしいという指摘を受けた。もっと学生ならではの視点を活かして自分から積極的に意見を出したり、調査するなどしていれば、より充実した弁護活動ができたと感じた。

また、抽象的なことばかりに目が向いてしまい、具体的な事件と向き合うという姿勢が欠けてしまっていた。私たちは、弁護活動の準備段階で参考書等を調べて得られた類型的な事情だけを依頼者から聞き出そうとしてしまった。それではどうしても一問一答のようなインタビューのような形になってしまい、事実の聴き取りも不十分なものになってしまった。刑事弁護においては、特に依頼者との信頼関係構築が重要であるため、依頼者を法的に必要な事実だけを聞き出す対象として見るのではなく、依頼者とコミュニケーションを図るという意識こそが重要であると感じた。

臨床法学教育（労働）I・II

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

石田眞／鴨田哲郎／島田陽一

【授業概要】

臨床法学教育（労働）では、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする。

学生は、大学附属公益法律事務所において、弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり、また、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関する法律実務家を養成するために、労働クリニックは、学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われる。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者とする事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日

の傍聴などを行う。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに「労働相談実践マニュアル」がある。クリニックには、その他の参考文献が整備されている。

【受講要件等】

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

【他の授業との関連】

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

【受講者への要望】

特になし。

報告書（春学期）

1 担当教員より

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者とする事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日の傍聴などを行う。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

2013年春学期においては、法律相談5件、法律相談事案の訴状（案）作成（相談者の

意向により提訴には致らなかった)、事例（新聞記事）の検討、担当教員がクリニック外で受けた、就業規則改訂案の検討（労働組合よりの依頼）に立会い、さらにこの改訂案全般について一条毎に深く検討するなどの授業を行った。

2. 受講生より

私は、労働クリニックを受講するまで、法律相談がいかなるものかについては漠然としたイメージしかなかったが、5件の相談を通じて、法律相談の大体の概要を把握することができたと思う。

我々学生は、普段は予め与えられた事案を処理するばかりだが、法律相談は、相談者から事案の概要及びいかなる解決を望むのかを聞いたうえで、法律上問題となる事実を聞きだし、所見を示すというものであり、実体法や判例の知識のみならず、相談者から必要な事実を聞きだす能力も問われる。このことは予め理解していたが、いざ相談となると、緊張も相俟つて、一体何から聞けばいいのか分からず、結局相談者に網羅的に説明させることになり、事案を把握するのに時間がかかってしまった。学生のうちに、このような失敗をし、聞き取りが困難であること、できないことを自覚できたのは良い経験であった。

また、労働事件に関しては、メンタルヘルスを患っている相談者もいるため、相談者にとって都合の悪い所見を受け止められる程の心構えができていないことがありうる。そのような相談者に対しては、所見を示すのではなく、精神的に落ち着いてから再度相談しにくるよう促すという選択肢もあるということを知り、法的結論を出すことだけが法律家の仕事ではないのだということを改めて実感した。

労働クリニック取扱案件一覧（2013年度春学期）

番号	案件名	概要
1	不当解雇	関係が悪化していた上司に対し批判をしたところ、それを理由とする解雇がなされた事件。不当解雇であるとして損害賠償請求を求めた。
2	退職勧奨	会社が外資系企業により買収された結果、人員整理が始まり、相談者に対しても執拗な退職勧奨、業務からの締め出し等がなされた事件。
3	パワーハラスメント	入社後、上司によるパワーハラスメントにより精神的に追い詰められ、退職を余儀なくされたとして、損害賠償等を求めた事件。
4	就業規則についての相談	私立高校の教職員・専任講師・臨時職員等の就業規則の内容について、労働組合からの相談を受けた。

5	賃貸借契約終了に伴う原状回復請求事件 (民事)	賃貸借契約終了に伴う原状回復請求として、壁紙・床等の修繕費用を賃借人に対して請求した事件。契約上の原状回復義務の範囲が問題となったケース。
---	----------------------------	---

報告書（秋学期）

1 担当教員より

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

（1）法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスを行う。

（2）受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者とする事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日の傍聴などを行う。

（3）事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

2013年秋学期においては、法律相談6件、事例（新聞記事及びその当事者との面談）の検討、残業代事案についての証拠の検討、当事者及びその資産が不明の場合の提訴前の準備活動などの授業を行った。

2. 受講生より

労働クリニックでは、相談者の方にどのようなアドバイスをすることが最善であるかを考えながら、案件と格闘するということの繰り返しでした。

まず、事前に配布された資料を読みながら相談内容を分析することから始めるのですが、生の事実がどのような法律上の主張になるかを考える作業は、私がこれまで紙面に書かれていた事実を法律的に構成し、論文を書くという作業とは一味も二味も異なるものでした。配布資料の中からどれが法律的に意味のある事実であるかを見極めるという作業は、先生の力を借りりしても中々難しいものだと感じました。

また、いざ相談が始まると、配布資料記載の事実を現実の事実が異なっているとい

うことは往々にしてあります。相談者の方からそれをどう引き出すかはこちらの力量にかかると思っています。

そして、相談者の方が何を望んでいるかを考えながら問題設定するということの難しさも痛感しました。相談では、相談者の方に感情移入してしまい、法律論ではなく相手がどれだけ酷いのかということを延々と聞いてしまうということがありました。限られた時間の中で、如何に法律的に重要な事実を引き出すことができるかが実務家に求められているのだと感じました。

上述のように、実務家に求められるスキルは、法律知識が豊富であることはだけではなく、相談者の方が何を望んでいるかを見極め、それに肉付けすべき事実を相談者の方から引き出し、法律上の主張に構成していくことであると感じました。クリニックの授業を通じ、労働問題に積極的に関わっていける弁護士になりたいという将来の目標がより明確なものとなりました。ありがとうございました。

臨床法学教育（障害法）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

池原毅和／大石剛一郎／菊池馨実／黒寄隆

【授業概要】

2007年5月、国連で障害者権利条約が発効し、わが国における同条約の批准や国内法との整合性の確保等が政府内部でも議論され、今後、障害をもつ人を取り巻く法制度の大規模な変革が予想され得る現況にあって、障害をもつ人の多くは、依然として社会的マイノリティとして留め置かれ、福祉サービス、雇用、教育、交通・通信手段その他の面で厳しい状況におかれている。既に2011年には障害者基本法改正、障害者虐待防止法制定がなされ、2012年には障害者自立支援法が障害者総合支援法と改正された。今後は、障害者差別禁止法の制定が予定されている。こうした中で、障害法（Disability Law）という法分野が存在し、この分野に特化した活動を行っている実務法曹が一定数存在するアメリカと同様、わが国でも、法曹人口の増加、法化社会の進展なども相まって、障害をもつ人の権利保障に関心を寄せる実務法曹を育成することが、今後、法曹界の課題になっていくであろうとの認識の下、この分野の体系的な知識を実務との接点をもちらながら習得する機会を提供することをねらいとする。わが国のロースクールでも他に例をみない障害法をめぐる本格的なプログラムである。

【授業の到達目標】

障害をもつ人を取り巻く法制度と法律問題の基本的概略を理解する。その際、単なる座学の講義にとどまらず、クリニックとしての位置づけを存分に活用することにより、障害をもつ人が置かれた現状を実地に把握するように努める。

【授業計画】

障害法の総論に関わる部分（障害とは何か、憲法的基礎、障害者権利条約、最近の障害者施策の動向など）につき、コーディネーターでもある菊池が2回程度の講義を担当する。またアメリカ障害法に詳しい池原が、アメリカのデュー・プロセス論を中心とした先進的な判例理論や実務家の活動を参考にしながら、日本への実践的な活動への適用可能性につき、1回程度の講義を担当する。

各論については、障害が非常に多岐にわたることから、各実務教員の専門に照らして、精神障害（池原）、知的・発達障害（大石）、身体障害（黒寄）の分野ごとに、それぞれ3ないし4回程度の講義を担当する。その際、雇用・福祉・教育・権利擁護・刑事手続といった幾つかの共通テーマを設け、各障害の特殊性・固有性を浮き彫りにするよう努めるとともに、各教員が手がけた訴訟ないし相談事例などを用いて、臨床的技術の修得を図る。

講義と相前後して、受講生は、各自の関心分野を中心に、実務教員が各法律事務所で手がけている法律相談等の中から、本プログラムにふさわしいものについて、当該教員の監督の

下で、資料等を参照しながら法実務の実態を学ぶ。時期的な調整が付けば、弁護団会議への参加、成年後見実務への関わりの機会なども提供する。このほか、障害法を学ぶにあたっては、当事者たる障害をもつ人の実像や生活に対する理解が不可欠であることから、施設見学（知的障害者が共同生活を営むグループホーム訪問や、精神病院見学など）や、当事者の立場になっての体験（車椅子での移動によるバリアフリービークルなど）といった機会を積極的に設ける。教室外での活動については、できるだけ受講者の希望を勘案したメニューを提供したい。

【教科書】

特定の教科書は用いず、各教員が配布する資料による。

【参考文献】

授業の際、その都度指示する。

【受講要件等】

特になし。

【受講者への要望】

この科目は、2回にわたる試行プログラムの実施を経て、2009年度から本格的な実施に至ったものである。障害をもつ人を取り巻く施策や諸問題に関心を寄せる学生の参加を大いに歓迎する。また通常の弁護士等の業務の中で、障害をもつクライアントなどに関わる場面も少なくないと思われ、その意味で障害法に本格的に取り組むことにならないとしても、本クリニックの受講は有意義であろう。受講者の中には卒業後も教員を含めたネットワークを形成し、情報交換や勉強会等を行っている者もあり、関心は高い。受講を通じて、障害をもつ人にとって住みやすい社会とは、健常者にとっても住みやすい社会であることが、理解してもらえると思う。

報告書（春学期）

1 担当教員より

本クリニックでは、障害者を取り巻く法制度と法律問題を、座学の授業にとどまらず、現場での当事者や関係者とのかかわりも踏まえて、理解することを目標としている。障害者を取り巻く法制度は、民法・刑法・行政法など各分野にわたり、実定法の知識を総動員して法律問題の解決を図るという実務法曹としての素養を磨くことに役立つ。そこで学びが、実定法科目の学習へのモチベーションを上げることにつながったとする学生が多い。また施設・病院・養護学校・矯正施設等への訪問と交流、弁護団会議への参加・法廷傍聴などを通じて、社会的弱者とされる障害者のおかれた現状を知ることで、実務法曹を目指した「原点」に回帰できたと感じる学生も少なくない。

授業は、研究者教員の菊池が総論を講義した後、実務家教員3名が専門分野毎に、精神障害（池原）、知的・発達障害（大石）、身体障害（黒崎）に関する実践的な授業を行った。

本年度は、希望者全員に受講機会を提供することができなかつたのが残念であった。例年

より数多い受講者に対し、通常のクラスでの授業以外に、教員側では受講生各人に複数回の対外的な活動機会を提供すべく努め、例年以上の活動をなし得たと考えている。

2. 受講生より

障害法クリニックを受講して一番よかったですことは、障害者を取り巻く法律・福祉といった分野について、自分の視野が圧倒的に広がったことです。精神障害・知的障害・身体障害をそれぞれ得意分野とする弁護士の先生が入れ替わりで講義を担当し、我が国の制度・政策の解説はもちろん、諸外国との比較、具体的な事件を例に挙げたケーススタディ、事件受任に際する注意点など、幅広い知識を身に着けることができます。その過程では、民法・刑法・行政法など普段学習している法律科目が実際に問題解決に役立つことを実感することができました。また、福祉施設・病院・特別支援学校など様々な現場を見学して、障害を持つ当事者やそこで働く人などそれぞれの立場の人から話を聴いたり、弁護団会議を聴講したりして、人々の熱意・制度の問題点・対立する利害などを肌で感じ、法曹に求められる役割とは何なのか、自分はどのような法曹になりたいかを見つめなおすきっかけにもなりました。このように、障害・障害法という分野にこれまであまり関心のなかった人はもちろん、既に関心を持って学習している人にとっても、障害法クリニックは必ずや新たな発見に満ちていること思います。

早稲田大学大学院法務研究科

2013年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学大学院法務研究科

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック